



学薬のひろば



<3月号>

Vo1. 028

2月5日の豊橋（カリヨンビル）、12日の名古屋（東建ホール）と学薬講習会に出席頂きましてありがとうございます。名古屋会場では空気検査の期間中ということもあって使用機器の紹介もさせていただきましたがご参考にさせていただけたでしょうか。教育委員会の指導監査もあつてか各地区で検査の充実実施が求められているところも多いかと思しますので今後もそうしたお問い合わせにも答えられるよう役員一同研鑽してまいりますのでよろしくお願い致します。

平成17年度 健康・学校環境衛生講習会 報告

愛知県薬剤師会 学校薬剤師部会部員
名古屋市学校薬剤師会 山口一丸



<首里城>

去る平成18年1月29日（日）、健康・学校環境衛生講習会が沖縄県那覇市「沖縄県女性センター」にて行われた。遠方にもかかわらず全国から約200名の学校薬剤師とその関係者が参加し、思いのほか盛大な会となった。冒頭の杉下日学薬会長の挨拶では、近年の社会環境や生活様式などの急激な変化が子供たちの心身の健康に様々な影響を及ぼし、深刻な健康問題が提起されている点を指摘した。すなわち、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物を巡る学校環境の問題など多岐に渡っていること。そして、

これらの問題の解決には、単に学校のみでの対応でできるものではなく、広く社会全体の課題としてとらえ、学校や家庭はもとより、地域の関係者と一体となった取り組みが必要であると述べられた。この点は、我々、愛知県ならびに名古屋市学校薬剤師会としても同感である。現在、様々な取り組みをしているところは皆様も既知のことで、特に、薬剤師が話す「くすりのお話」に関しては、内外ともに関心が高く、まさに時代の流れと言える。今年度から始まった事業ゆえ、今後の実績作りが大事になっている。皆様の更なるご協力を切にお願い致します。

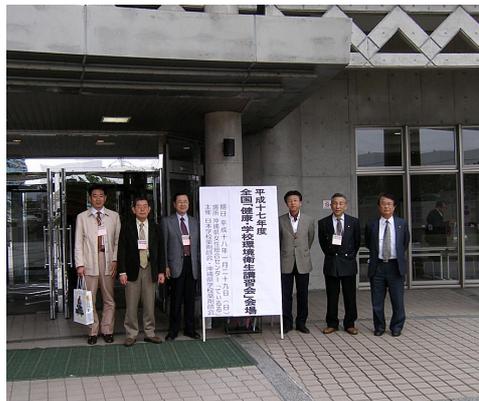
さて、講習会の内容を以下に示す。講義1 「違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）に対する厚生労働省の取り組み」と題して、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課課長補佐 富永俊義先生が、講義2 「平成維新のものと学校薬剤師」と題して、三輪亮寿法律事務所所長 三輪亮寿先生が、講義3 「化学物質とリスク」と題して、東京大学大学院新領域創成科環境学専攻教授 柳沢幸雄先生が、講義4 「ドーピングを巡る問題」と題して、慶應義塾大学スポーツ医学研究センター教授 大西祥平先生がそれぞれご講義された。講義5 学校環境衛生の今日的課題【研究課題報告】①学校生活における有害紫外線の影響とその対策について、山口県学校薬剤師会名誉会長 中本光子先生が、②FP-30Bによる二酸化窒素について、愛知県学校薬剤師会理事 木全勝彦先生が、③学校における水筒水の衛生的管理に関する研究について、日本学校薬剤師会常務理事 石川哲也先生がそれぞれ研究内容をご発表された。

講義はどれも時代に即したものであるが、特に、講義1の違法ドラッグについて、講義2の三輪先生による薬剤師がおかれている現状について、そして講義4のドーピングに関する薬局・薬剤師の関わりについて、が大変興味深いものであった。

違法ドラッグの講義では、ライブドア問題・姉歯事件・BSE問題を例にあげ、これらはそもそも規制緩和から発生したもので、法の隙間をくぐり抜けるような問題である認識が必要だとのこと。いわゆる、無法ではなく未整備の状態なのだと言われた。違法ドラッグ問題は、「法に触れないからやっても構わない」ではなく、社会通念上、そして自分自身の健康上「それは問題なのだ」と児童・生徒、少年・少女に思わせることである。難題ではあるが、我々学校薬剤師はまさにその責務を果たすべくポジションにいるのではないのか？ 積極的に違法ドラッグ対策に参画すべきであろう。ただ、この問題はもう一つ難しい点がある。それは、性の逸脱行動や低年齢化との兼ね合いである。非常にデリケートな部分ゆえ避けて通りがちであるが、あえて提言したい。体つきは大人でも精神は子供という非常に曖昧な年齢ゆえ、性行為の意味と快楽と犯罪意識が区別できないのだ。学校薬剤師の関わる問題ではないと思われるが、そういう背景も頭の片隅に入れておいていただきたい。

続いて三輪先生の講義であるが、「学校薬剤師」の問題というよりも現在置かれている「薬剤師」全体の問題を法律の面からご講義された。薬剤師は今三位一体の大改革の時を迎えている。その一つは新薬事法（平成17年4月1日施行）である。もう一つは6年制薬剤師法（平成18年4月1日施行）であり、最後は個人情報保護法（平成17年4月1日施行）であるとのこと。本来、薬事法の目的は薬の品質、有効性そして安全性を確保することにある。新薬事法の目的は薬の安全性の更なる確保にある。では、責任を持って安全性の確保するのは誰なのか？ 答えはもちろん薬剤師なのだ。そのことを肝に銘じなければならない。このことは、薬剤師職能の未来がかかっていると言っても過言ではない。現在は調剤業務のほとんどが患者に投薬したら終了になっていないだろうか？ これから必要なことは、（稀で重篤な）副作用による手遅れ状態の防止である。すなわち、いかに早く発見しどのような処置をするのか？ それにはどうすればいいのか？ 予見・回避義務の全うが求められている。現薬事法にはこのことは書かれていない。だからこそやらなければならない。これをしっかりやれば必然的に薬剤師の新たなアイデンティティーが生まれることになる。6年制問題では、「患者志向の医療」から「患者中心の医療」への変換期だと述べられた。違いがわかりますか？ 今まで医師の陰に隠れていた薬剤師。これからは患者を中心に、医師、薬剤師、看護師、検査技師、家族等がそれぞれの立場で患者をケアする「真のチーム医療」が必要だとのこと。当然、薬剤師も臨床の知識が求められることになりましょう。

ドーピングを巡る話題は古くて新しい問題と言える。スポーツという世界共通語は忍耐、フェアプレーを教



え、薬物乱用に取り組み、そしてスポーツは人を団結させる、といった非常に重要な役割を持っている。国連が世界の平和にスポーツの助けを求める理由はここにある。我々薬剤師としてできることは、禁止物質が医薬品の成分として混合されている場合に、服用の可否のアドバイスができるかどうかということにある。それには、何が、どの成分がドーピングに関係するのか知らなくてはならない。昨年、「さいたま国体」が行われた際に埼玉県薬剤師会がアンチドーピング活動に参画し、「ドーピング相談薬局」と称し、選手の相談に応じ成果をあげている。これも一つの社会貢献活動と言える。

最後に、学校環境衛生の研究発表が行われた。3演題のうちの一つに愛知県学校薬剤師会理事の木全勝彦先生から二酸化窒素測定についての発表があった。二酸化窒素は燃料の燃焼によって発生し、呼吸器疾患やアレルギーの発生原因になることから、教室内の測定が平成16年から追加になった項目である。今回、室内での二酸化窒素測定に際して、使用する機器及び測定方法を検討するとともにその測定結果を考察することで汚染を防ぐ換気の仕方、暖房方法等の改善策を検討された。今回の調査で、石油・ガスなど燃料に関係なく燃焼系の開放型暖房機の使用により簡単に大気汚染の基準を超してしまうことがわかった。暖房機を使用することの多い冬場の教室では、放課には必ず窓を開放すること、授業中も完全に閉めきらず、少し窓を開けておくなどの配慮が必要である。

最後に、子供たちが学校に持参する水筒水の細菌汚染についての発表があったが、実に驚くべき結果であった。一般細菌に関しては、児童が持参した水筒水 227 検体中「飲料水の判定基準」に適合するものはたったの 5 検体 (2.2%) であったとのこと。大腸菌群に関しては 57 検体 (23.8%) であった。非常に高い確率で汚染されている。この原因は、水筒本体が汚染されていることによるものであり、その啓蒙が急務であろう。

冒頭にも、記述したが今回は遠方にもかかわらず多数の参加があった。昼食前には舞台上でエイサーと言われる太鼓を用いた沖縄民芸の演技があり会場を沸かせた。極寒の本土に比べ春のような気候。本来はのんびりとした場所であるが、発表の内容がどれもシビアなもので会場内は誰もが真剣な表情であった。



【第2部会連絡事項】

学校に於ける不快害虫駆除について

名古屋市学校薬剤師会
会長 水野 勉

いつも学校環境衛生検査にご協力いただきまして有難うございます。

名古屋市では毎年不快害虫（主にヒメカツオブシムシ）が数校にて発生し、その都度スミチオン油剤にて駆除を実施していただいていたのですが、ここ数年前より事情が変化してきたところから、愛知県教育委員会 健康学習課の大島主査にご相談したところ最近では児童、生徒にシックハウス・アレルギー過敏症が見られること、また殺虫剤等にて反応を示す生徒、児童があり、学校に於いては殺虫剤を使用するのは適当ではないとのご指導をいただきました。又、スミチオン油剤も他では殆ど使用されていなくなったこと、間屋も在庫がなくてすぐに間に合わないことが多く、昨年度も西区の学校でご迷惑をかけたことがありました。

つきましては、今年からは害虫の駆除は殺虫剤の使用は止めて物理的な方法で対処して頂きますようお願いいたします。すなわち害虫が発生する前に床材のハガレを修理する、隙間の清掃を十分に行う。発生したら掃除機にて吸い取る等にて対処して頂くようお願い致します。

なお、今後スミチオン油剤の斡旋はいたしませんのでよろしく申し上げます。